

算定基礎届の提出について

本年も、算定基礎届を提出していただく時期となりました。

算定基礎届とは被保険者が実際に受ける報酬と、既に決定されている「標準報酬月額」がかけはなれないように毎年1回原則として7月1日現在の被保険者全員（6月1日以降資格取得者は除外）について、4月・5月・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。この決定を「定時決定」といい、そのために保険者（年金事務所・健康保険組合）に提出する届書を「算定基礎届」といいます。

算定基礎届提出方法

★**健保組合からは送付いたしません。**

健保組合からは、算定基礎届の用紙及び電子媒体（CD）は送付いたしません。

年金事務所より送付された用紙等をご利用ください。

「算定基礎届」は電子媒体（CD）による届出、電子申請による届出、専用様式の書面による届出の3通りの方法があります。

健康保険提出用・厚生年金提出用を、それぞれ1部ずつ作成してください。

1. 電子媒体（CD）でお届けの場合

社会保険届書作成プログラムの「健康保険組合情報登録」が未登録の場合は、必ずご登録の上、作成してください。登録方法はホームページ(<http://www.itkenpo.jp/jps>)をご参照ください。

なお、ご不明の場合は健保組合にお問い合わせください。

- ① 電子媒体届書総括票・・・作成
- ② CD・・・・・・・・・・・・作成

2. 電子申請でお届けの場合

届書作成プログラムや自社システム、労務管理ソフトを使用して、届書データ（CSV形式）を作成し、マイナポータルからご申請ください。

3. 用紙でお届けの場合

厚生年金用の書類を作成後、健保用に算定基礎届をすべてコピーし、ご提出ください。

ご提出期限

令和6年7月10日（水）当健保組合必着にてお願いいたします。

届出対象者

7月1日現在、在籍する全被保険者です。

ただし、次に該当する方は「定時決定」の対象外となりますので、「算定基礎届」の提出は必要ありません。

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 6月30日以前に退職した方
- ③ 7月改定の月額変更届を提出する方
- ④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

8月または9月の随時改定に該当した方については、随時改定が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

- ・上記③および④の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入する必要はありませんが、備考欄の「3. 月額変更予定」を○で囲んでください。
- ・電子媒体申請および電子申請の場合は、上記③および④の対象者を除いて作成してください。
- ・上記④の方について、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届をご提出ください。

備考欄に記載のお願い

★ 従前と改定後に2等級以上の差がある場合

【固定的賃金の変動がない場合】

・月額変更に該当しません。非固定的賃金（残業等）のみが変動した方につきましては必ず「算定基礎届」の備考欄に「固定給の変動なし」とご記入ください。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 週及支払額		⑩ 備考	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額		⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 総計 (一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	
		⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額		⑭ 総計	⑮ 平均額			
21		健保 太郎		5-501109		6 9			
健 260	厚 260	5	9	昇(降)給	週及支払額				⑯ 備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
4月 31日	291,400円	0円	291,400円	1. 昇給	883,300円				
5月 30日	289,700円	0円	289,700円	2. 降給	294,433円				
6月 31日	302,200円	0円	302,200円						
固定給の変動なし									

必ずご記入ください

【固定的賃金の変動がある場合】

・「月額変更届」ご提出の際は、備考⑦昇(降)給欄の昇(降)給区分・昇(降)給年月をご記入ください。また、備考欄に昇(降)給差額をご記入ください。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 週及支払額		⑩ 備考	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額		⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 総計 (一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	
		⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額		⑭ 総計	⑮ 平均額			
21		健保 太郎		5-501109		6 9			
健 260	厚 260	5	9	昇(降)給	週及支払額				⑯ 備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
4月 31日	291,400円	0円	291,400円	1. 昇給	883,300円				
5月 30日	289,700円	0円	289,700円	2. 降給	294,433円				
6月 31日	302,200円	0円	302,200円						
昇給 10,000円 9月 月額変更対象者									

必ずご記入ください

その他の事例につきましては、当健保組合のホームページをご参照ください。
(TOPページ→お知らせ→「算定基礎届に関するご案内」)

【月額変更届提出対象の場合】

・下記の表をご参照の上、月額変更該当・不該当をご確認ください。
・月額変更に該当する方につきましては、別途、「月額変更届」をご提出ください。

※7月月額変更該当者についても月額変更届をご提出ください。

また、昨年(令和5年)8月以降未提出の月額変更届がございましたら、早急にご提出ください。

【参照1】 ケース別固定的賃金の変動と月額変更届出 (支払基礎日数の要件を満たしている場合)

報 酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
	3ヶ月の報酬の平均額 (2等級以上の差)	↑	↑	↓	↓	↓	↑
	月額変更 (随時改定)	○	○	×	○	○	×

※当健保組合にて確認・点検後、賃金台帳・出勤簿等ご提出いただく場合がございますので、よろしくお願いたします。